

第1回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和6年4月30日（火）午前10：00～

▽場 所

保健医療福祉総合プラザ 研修室C

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、林委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

金子（貴）委員、金子（永）委員、川浪委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、渡邊（児童施策推進担当）副参事、瀬川子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、真鍋健康推進課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、赤司（学校経営・教育支援担当）副参事、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 世田谷区子ども条例の一部改正について（骨子案たたき台）
- ・資料2 砧地域におけるプレーパークの整備について
- ・資料3 「区内保育施設における虐待（不適切な保育）の発生と対応等区の取組み」に関する児童福祉審議会保育部会への報告結果について
- ・資料4 認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し及び選考スケジュールの変更について
- ・資料5 せたがや子どもFun! Fan! ファンディング事業について

▽議事

嶋津課長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和6年度第1回子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます事務局の子ども・若者支援課長、嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、Z o o mを併用しての開催となりますので、皆様の御協力のほうをお願いしたいと思います。なお、スクリーンはあちらになります。

Z o o mでの本日の参加は、今画面に出ておりますが〇〇委員がZ o o mでの参加となります。〇〇委員、聞こえておりますでしょうか。大丈夫ですね。

また、本日は金子貴昭委員と川浪委員から欠席の御連絡をいただいております。あとお二方ほどお見えになっていないようですが、進行のほうを進めさせていただきたいと思います。

資料は各委員の机に、次第以下、資料1から資料5を配付しております。

また、本日の資料とは別に、5月にオープンするおでかけひろばのチラシも配付してございます。本日は、審議案件が1件、報告案件が3件となっております。審議時間の関係もございまして、資料配付といたしまして1件、資料5でございしますが、新たに今年度から子どもの参画の取組として開始する、せたがや子どもF u n ! F a n ! ファンディング事業の概要をまとめたものを配付しております。本日説明の御予定はありませんが、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、開会に当たりまして世田谷区子ども・若者部長の松本より御挨拶させていただきます。

松本部長

皆さん、おはようございます。子ども・若者部長の松本です。本日は、今年度第1回の会議ということで、ゴールデンウィークの谷間という何かと忙しい時期ではございますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。

この子ども・子育て会議ですけれども、昨年度は令和7年度からの（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）の策定、それから、子ども条例の改正に向けた議論を各部会のほうで検討を進めていただきまして、3月には、第4回子ども・子育て会議で加藤会長のほうから区長に「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について（答申）を手渡して

いただきました。

そして、いよいよ今年度ですけれども、令和7年4月の子ども条例改正の施行を目指しまして、区としまして5月に骨子、8月には素案、12月には案という形にまとめていきたいというふうに考えております。子どもと若者、区民の皆さんの意見も伺いながらしっかり進めていきたいと思っております。

また、令和7年度からの（仮称）子ども・若者総合計画につきましても、8月には素案、それから12月には案という形で、子ども条例の改正と併せてお示しをする予定でおりまして、そちらのほうも子ども・若者の意見を聞きながら、また、子ども計画検討部会のほうで御議論をいただく予定となっております。こうした形で、条例と次の計画が同時に進んでいく今年度は本当に非常に重要な年になってくるかと思っておりますので、ぜひ皆さんのいろんな御議論をいただきたいと思っておりますし、我々、区のほうもこういった年はなかなかないので、非常に覚悟を持って進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど嶋津のほうからも報告がありましたように、子どもFun! Fan! ファンディング事業のモデル実施ですとか、子ども条例の検討に当たって、子どもたちに議論していただく場など様々予定しております。そうした子ども・若者の主体的な地域活動や社会への参画の場をより一層進めていきたいというふうに考えております。今年度はいろいろな議論がありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の子ども・子育て会議では、審議案件が1つ、それから報告案件が3つとなります。限られた時間となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

嶋津課長

ありがとうございました。

続きまして、本日は第1回目の会議となりますので、世田谷区の管理職に今回人事異動がございましたので、恐縮ですがここで御紹介させていただきます。名前を呼びましたら挙手をお願いしたいと思います。

まず、児童相談支援課の石山課長です。

続きまして、保育課、北川課長です。

続きまして、世田谷保健所健康推進課、真鍋課長です。

乳幼児教育・保育支援課長、米倉課長です。

続きまして、教育委員会事務局学校教育部学校経営・教育支援担当副参事、赤司副参事です。

人事異動の御紹介でございました。

それでは、早速議事に入りますので、この後は加藤会長、今後の議事につきましの進行よろしく願いいたします。

加藤（悦）会長 おはようございます。よろしくお願いします。時間も限られていますので、早速議事に入りたいと思います。

今回議事が1件、世田谷区子ども条例の一部改正について、骨子案についてということになります。今日は、少しこの議事に時間を費やして議論できればというふうに思っています。それでは事務局から報告をお願いいたします。

嶋津課長 それでは、事務局のほうから御説明させていただきます。資料1を御覧ください。世田谷区子ども条例の一部改正について（骨子案たたき台）というものでございます。要旨は書いてあるとおりでございますが、今回、骨子案たたき台を別紙1のとおりまとめたので御報告するものでございます。

1の主旨でございます。(1)区は、平成13年12月に世田谷区子ども条例を制定し、国連の子どもの権利条約に掲げる理念の下、子ども・若者、子育て施策を前進させてまいりました。しかしながら、区においても、いまだ児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状がある、こういった背景があるという中身でございます。

続きまして、(2)子ども・子育て会議から区に提出された世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書が、まず令和5年3月に提言をいただきました。この間のこども基本法の施行など、そういった状況も踏まえまして、令和5年9月に子ども・子育て会議に世田谷区から、「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方を諮問し、様々な手法で子ども・若者の声を聞きながら、その声を基に、子ども・子育て会議と子ども・青少年協議会でも議論して、本年3月に答申、後で見いただきますが、別紙2を受け取ったところでございます。

(3)子どもや若者たちの声を聞く中で、子ども自身が自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から時間の使い方ですとか、過ごし方を決める余地が制限されたりですとか、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったり、そういった実態が、世田谷区の子どもたちが直面しているという課題として明らかになってございます。それは後で、また調査のほうの報告書の中身で、これまでの議論のとおりでございます。

(4)こうした課題は、保護者も含めた周囲の大人も、子ども期を子ども

の権利を学び、実感しながら育つことが難しかったといったことも影響しており、決して周囲の大人だけの責任にしてはならず、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があります。少子化という大人が多い現代において、これまでの子どもへの地域社会への関わり方を変え、子どもも大人も年齢や経験にかかわらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現すること、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」といったことを目指し、条例の一部改正の骨子案たたき台ということで、以下のとおり取りまとめたところでございます。

続きまして、次のページでございますが、2の検討の経緯、こちらは御覧いただいたとおりです。この間の子ども・子育て会議等の会議の内容です。

続きまして、3、条例骨子案及び考え方ということで、こちらは資料1の別紙1のほうを御覧ください。少し説明させていただきます。

1、条例名称でございます。骨子案たたき台のところの条例の名称につきましては、世田谷区子どもの権利条例ということで表記してございます。考え方でございますが、こちらに記載のとおり、子どもの権利を基盤にした総合条例を目指しまして、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の「子ども条例」に「権利」という文言を追加した名称に変更するという考え方でございます。

続きまして、2、条文でございます。まず、前文でございます。これも考え方に記載のとおりですが、「国連の子どもの権利条約に則り」といった総則的な文言を記載し、「子どもは、うまれながらにして、今を生きる権利の主体であること」を規定する。もう一つ、現行の条例では「大人側から見た一方的な子どもへの期待」と読める内容の記載があるため、区と大人の責務、決意表明と読める部分と、子ども・若者の声を反映した部分を合わせた記載内容に改めるという考え方でございます。分かりやすく言いますと、これまでの議論のとおり、前文と後から出てくる条例の目標など、あと権利カタログなどについて、子どもたち自身に考えてもらい、書いてもらいたいと思いますか、そういう方向での考え方でございます。

次に、第1章総則のところです。(1)、(2)、(3)それぞれ、条例制定の理由、「子ども」の定義、条例の目標とあります。これも考え方でございますが、こちらに記載のとおり、現行の条例では目標の主語が大人に

なっている。子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人一人が既に権利をたくさん持っているということを示す必要があるため、これまでの記載に加えて条約や法令にのっとり、子どもの権利を尊重する文化及び社会をつくることということを明記していく。また、ちょっと2行飛んで、「子ども」の定義を一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうといったこともあるため、これまでより範囲を広げて、「18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人」ということについても、本条例では「子ども」に含めて定義する必要があるという考え方でございます。

続きまして、第2章です。子どもの権利ということで、これが新設する項目、章立てになります。(1)子どもの権利条約の一般原則、4つです。①から④は記載のとおり、それと(2)子どもの権利カタログの記載の内容です。考え方として、こちらも現行の条例では、子どもたちが保障されるべき権利の具体的な規定がないと。子どもや若者たちの声を聞く中で、様々な子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が明らかになった。条約に規定する権利を引用し、区の子どもたちにとって基本となる権利を明記していく。子どもの声を踏まえ、子どもの権利を「権利カタログ」としてまとめ、各条文に個別に規定していくということでございます。こちらも子どもから考えを聞いていくという方向性になるかと思います。

第3章子ども・子育てを支え合う地域づくりということで、こちらも新設する章立てでございます。ただ、考え方として、もともとある考え方に条例の第1章総則、現行の条例のところですが、保護者の務めとか、学校の務め、区民の務め、事業者の務め、区の務めなどなど、こういった務めということでの表記をしてございました。今後、この(1)から(5)までありますとおり、保護者とか区民、団体についての役割、あと、学校とか区については責務というような表記に今見直して表記しているところでございます。

続きまして、第4章です。基本となる政策ということで、これは区の施策としてたくさん議論いただいた中身を項目として記載しております。(1)から(8)まで、子どもの参加と意見の尊重から広報・普及啓発までございます。こちらも考え方でございますが、次のページのところ、現行の条例で、第2章「基本となる政策」に規定されてございます。それぞれ各条項について、引き続き本章で示していくとともに、「場の確保」、「子どもの参加」に関しては、「子どもの居場所づくり」、「子ども参加者と意見の尊重」と整理していくというものでございます。あと、未

然に児童虐待が起こらない地域社会を構築するという意味を込めまして、いじめや貧困、ヤングケアラーなど社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たにまとめていくという考え方でございます。

続きまして、第5章子どもの権利擁護でございます。(1)子どもの権利擁護機関ということで、こちらはもともとあった第3章「子どもの人権擁護」、いわゆるせたホツとの具体的な内容が、ここに記載されたところでございますけれども、2つ目のポチにありますように、「子どもの権利」には、大人と同じ「人権＝人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれるといったことから、「擁護する＝まもる」の対象、事象をより明確化するため、現行の条例第3章の名称「子どもの人権擁護」という言葉についても、「子どもの権利擁護」という言葉に改めるものでございます。なお、現状も引き続きせたホツと、こちらの内容については調整しているところでございます。

続きまして、第6章推進計画・推進体制・評価検証という3つのところです。こちらも考え方のところを見ていただきまして、2つ目のポチから、「評価検証」には、区の政策、施策を熟知した専門性と、独立性の担保が求められるため、既存の区の機関ではなく新たに第三者機関を立ち上げて実施する必要があるということ。その第三者機関は、区の施策、事業を利用する子どもたちへのヒアリング調査等に基づく、子どもの権利保障状況の評価・検証・政策提言の実施のほか、その結果周知など、広報・啓発機能を担うといったことを想定してございます。

次のページです。参考ということですが、いわゆる第三者機関の考え方を少しここで整理しております。国連の子どもの権利委員会で、子どもの権利侵害に対する救済の提供ですとか、子どもの権利の促進、あとは保護に関わる勧告、これが2つ目。3つ目が普及、意識啓発、研修等の実施ということで、国連の子ども権利委員会でこの点を指摘されております。これらの国連の要請を踏まえると、独立機関の機能は以下の3つに整理することができますということで、①人権救済、②制度改善に向けた政策提言、③普及・意識啓発、人権教育という中身でございます。

現在区では、①については、いわゆるせたホツとが既に実施していると。ただ一方で、②については、区の施策、事業において子どもの権利が保障されているか評価、検証し、そういった政策提言を行うといった機関が今のところない状況でございます。また、③について、子ども条例の認知度も調査の結果低い状況であったといったこと、②と併せて人

権教育や広報・啓発機能の強化を行い、子どもの権利の理解促進を図っていくことが不可欠であるということで、②、③について、新たに第三者機関として立ち上げて、②、③を取り組むということを想定しております。

続きまして、資料1の別紙2でございます。こちらは先ほど申し上げました3月に頂いた答申でございます。こちらは昨年度、子どもの権利部会中心に議論していただいた内容、皆さんにこれまでも周知させていただいたとおりでございますが、特にポイントは、今骨子案として説明した中身が主なポイントということになります。これはまた後で御覧いただければと思います。

それでは、1枚目の資料1の最初の資料に戻っていただきまして、裏面の3、4が終わりましたので、次は5の今後のスケジュールというところ です。令和6年5月、区の中で政策会議（条例骨子案）を庁内の庁議にかけてまいります。同じように区議会のほうにも、5月末になりますけれども、子ども・若者施策推進特別委員会ということで、条例の骨子案を出していきたいと考えております。6月には、子ども条例検討プロジェクトということで、ちょっと後でまた資料を見ていただきますが、子どもたちによる前文、権利カタログなどの検討をするプロジェクトを6月から開始したいと考えております。8月には、やはり同じように区の庁議と議会のいわゆる条例の素案という形を取りながら、子ども・若者施策推進特別委員会、パブリックコメントですとか、あとインターネットによる意見募集、子ども・若者の声ポストという名称でございますが、そういった意見募集を行う予定でございます。10月には、条例に関するシンポジウムなども開催を予定してございます。12月に政策会議の条例案、2月に議会報告、第1回定例会を経て、4月に条例施行、このような流れで今考えているところでございます。

6、参考ということで、別紙3を本日参考資料としてつけてございます。今事務局のほうで資料としてつくっているところですが、子ども条例検討プロジェクトということで、中学生、高校生世代を募集していきたいというふうなチラシを作って、中学生、高校生の参加を呼びかけていこうかなと考えているところでございます。日時とかは記載のとおりでございますけれども、6月、7月に集中して議論していくということで進めていきたいと考えております。場所は池之上青少年交流センターで取組を考えております。

なお、子ども・青少年協議会の若者委員などにもファシリテーターに なっていただきまして、本日、実は何人か学識の方にもお願いしており

ますけれども、久保田副会長と今オンラインで出ている〇〇委員に、同じようにサポートをお願いしたいということでお話をさせていただいているところがございます。このような取組を今区のほうで準備しているということで、説明が長くなりましたが、以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。今年３月の答申を踏まえまして、新たな子ども条例の骨子案作成に向けて、事務局より答申から趣旨ですとか、あるいは各条文に対する考え方を抽出してもらいました。また、今後のスケジュールについても示してもらいました。

それで、条例に向けての議論は前期の子子会議から、あるいは今期の子子会議と部会の中で検討して、答申としてまとめてきたわけですが、改めても、答申の中に様々な大事なことが書き込まれていますが、改めて読んでいきますと、さらに議論して詰めていかなければいけない事柄も結構あるかもしれないということをちょっと感じています。例えば、第３章の地域づくりですけれども、どんな地域社会、どんな質の地域を誰がどうつくり出していくのかといったことも少し問われてくるかもしれませんし、６章の条例の推進体制ですね。第三者機関の設置に向けた考え方が示されていますけれども、このあたりもどういう評価の対象として、どういったものを対象にどういう機能を持たせるのかといったところも少し議論する余地があるのかなと思っています。

それでは、趣旨、さらには考え方、今後の骨子案作成に向けての流れに関して、御意見、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

委員

ここまでまとめていただきありがとうございます。資料１の１、主旨の(３)に教育虐待について主に取り上げられているかなと思うんですが、ちょっとこれだけ読むと、すごい強調されているような感覚を持ってしまうと、何か今回の改正がこれを目的としているように捉えてしまったので、もう少し幾つか事例を並べるのか、もうちょっと別な観点で書いていただいたほうがいいのかなどというところ、ちょっと今のままだと、逆にここに反応してしまって、反発というか、何か変な、ここだけが独り歩きするようなことも懸念されるのかなと思って、感想ですかね。ちょっと変えていただけるといいのかなというふうに思いました。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。今回の条例改正には、子どもを取り巻く様々な課題があるわけですが、この教育虐待を強調することによって、ほかの様々な課題にも対応していくという面が少し軽視されてしまうので、もう少しバランスよく示していく必要があるのではないかなといった御意見になります。ありがとうございます。

委員

条例に記載すべき権利ということで、具体的に権利カタログをという

ことが書いてございます。国連のほうから引っ張ってきているということで、これ自体は当然明記すべきなんですけれども、子どもの学習権が明記されていないのがちょっと違和感がございました。もちろんほかのものから、例えば自由権とかから引っ張ってくることはできるんですけれども、せっかくカタログ的に書くということであれば、学習権とか、いろいろ憲法上の議論はありますけれども、ここは素直に子どもが自ら学びたいことを自分の意思で学ぶことができるというところを素直に、明確に位置づけるべきではないかなと思って見ていました。

あと、こういった権利の内容というのは、日々刻々と社会の変化に伴って変わっていくので、新しいものが出てきたときに、容易にそれを追加したり、あるいは、例えば新しいものができたときにはどうのこのみみたいな規定を入れると、それだけしかないというふうにならないので、そういった工夫がちょっと要るかなと思いました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。2ページ目のところですね。今後、子どもの権利カタログをつくり出していくときに、学びの権利、教育の権利に関する書き込み、さらには権利内容に関して、今も気候変動から守られる権利なんていうのが一般的意見で出されていますけれども、そういった社会状況の変化に応じて、新たな権利内容等を柔軟に加えていくのかといった大事な視点を示していただきました。ありがとうございます。

委員 丁寧な説明ありがとうございました。内容的には、私は異論は全然ないです。むしろ、前文の中で、「大人側から見た一方的な子どもへの期待」ではなく、子どもの声を反映するというのは、やっぱり子どもが主体だということが非常に強調されていて、とてもよいんじゃないかなと思いました。それから、昨今いろんなコンプライアンス関係で事件やいろんなことが起こったときに、第三者機関というのが出ていくのが多いなというふうに感じているんですが、この条例にとっても第三者機関というのを設置するというのは、非常に肯定的に受け止めています。

ただ、第三者機関の委員を誰がやるのかというところは、いろいろと課題等もあると思うので、また議論をしていただければ、あるいは議論に参加できればというふうに思っています。

最後に、大変瑣末なことなんですけど、新しい条例をつくるときに、元号だけではなく西暦を言ってもらえないかなというのが私の個人的な意見です。これだけ元号が次々に変わっているというふうな状況の中では、これは一体いつつくられて、いつ変更されて、子どもの権利条約が施行された後に、これは何年後にできたのかとか、そういうのが非常に読み取りにくいということを日々感じているので、条例を改正するとい

うこの機会に、ぜひ西暦もくっつけていただければなと思いました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。3点目は、どういう歴史的経緯の中で考え方が蓄積されて、ここに至っているのかというのは、しっかりと明記していく必要があるかなと思いました。ありがとうございます。

あと、第三者機関の性格についてですね。先ほど〇〇委員からもどういったメンバーが、3ページ目の一番下の四角のところですけども、「区の政策、施策を熟知した専門性と、独立性の担保」ということが示されています。専門性をかなり要するということと、あとは、例えば当事者性、20代の若者を委員に入れていくとか、そういった当事者性みたいなことを第三者機関の中にどう反映させていくのか、担保していくのかということも問われてくるかなんてことを感じていました。

また、1点目に関しては、先ほどの〇〇委員のお話とも少し重なってくるかもしれません。〇〇委員からは社会における教育的虐待に関して示されていますけれども、これが子どもの声をしっかりと反映していくということのなかなか難しい局面を、やはり代表的に示しているということで、子どもの声をしっかりと反映させていくという面での大切な視点ではないかといったことが述べられましたけれども、私も事務局から社会的マルトリートメントの資料なんかを頂いていますので、このあたりの今子どもたちが直面している課題をどう抽出していくのかみたいなことが問われてくるかなと思いました。ありがとうございます。

〇〇委員

世田谷区子ども条例の一部改正に当たってということで骨子案をつくっていただいてありがとうございます。「世田谷子ども条例」の改正にあたっての考え方について（答申）に基づきまとめていただき、内容に関してはすばらしい方向で進んでいるのではないかなと私も思っております。

幾つかちょっと気になる点ですけども、答申を策定しているときも少し疑問に思っていたことですけども、まず、「大人」の漢字を使うか、平仮名で「おとな」と表記するのかということの検討はしていただければなというふうに思っております。

そして2点目は、1ページの第1章、総則のところ、「これまでより範囲を広げて、『18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人』」ということで、この表現を見ると、やはり子どもは子ども施策を受ける対象なんだなというふうに感じてしまうので、ちょっとこのあたりの表現を工夫いただきたいなというふうに思います。

3ページ目の第5章子どもの権利擁護機関というところで、「子ども

の人権擁護」から「子どもの権利擁護」という言葉に改めるということに関しては、これもこれまでの議論を踏まえてというところで賛成ですが、この2つ目の『『子どもの権利』には」というところの表現ですけれども、大人と同じ人権だけでなく、子ども期特有の権利も含まれることから、「擁護する＝まもる」の対象、事象をより明確化するため点々と、この「擁護する＝まもる」の対象、事象をより明確化するためという表現がちょっと分かりにくいなど。やはり、ここももちろん子どもの権利の大きな部分としては、子どもは子どもとして必要な保護、危険なものから保護するということはもちろんそうではあるわけですが、あえてここで「擁護する＝まもる」の対象ということを強く打ち出すというよりは、それであるとともに権利行使の主体であるということを強く出していただいたほうが、子どもの権利擁護に変更するという意味に近づくのではないかなと思いました。

そして、4ページのところに、こうした第三者機関というところで、参考資料として国連子どもの権利委員会の「一般的意見第2号（2002）」を出していただきました。もちろん賛成ではあります。これに加え、1993年の、いわゆるパリ原則と言われている国内人権機関の地位に関する原則というものがあります。よって、パリ原則と一般的意見第2号を併記いただければかなと思います。ここに「第4回・第5回日本政府報告審査に基づく総括所見においても」というふうに書いてありますが、この総括所見においては、むしろパリ原則が出されています。そして、パリ原則を書いていただくことにより、先ほどの第三者機関の公正性の話もパリ原則には含まれていて、公正並びに独立性を担保するために、どういう人たちが入って多様性を保障するのかというところが書かれているので、こうしたところも入れられるといいのではないかなと思いました。

そして、これらの国連の要請を踏まえると、独立機関の機能は、以下3つに整理することができると。1つ目、人権救済、いわゆる個別相談から救済にというところかなと思います。2点目、制度改善に向けた政策提言、3つ目、子どもの権利の普及啓発、そして人権教育ということで、一般的にはもう一つ、4つにまとめられるという表現をされることが多くて、もう一つは、子どもの権利に関するモニタリングということが入ります。こうしたモニタリングというところも入れていただくと、今回の第5章の権利擁護の部分と第6章の推進計画・推進体制・評価検証というところにつながるのではないかなと思いました。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。最後の点に関しては私も、政策提言で止

まっているので、政策提言とモニタリングにする必要性はあるのかないのかとか、いろいろ感じていましたので、ありがとうございます。また、骨子案の段階に至っていますので、「オトナ」の表記、平仮名なのか、漢字なのかによって、多分私たちの姿勢も問われてくるのだらうということで、そのあたりも一つ一つ詰めていく必要があるというふうに思いました。

また、3 ページ目の子どもの権利擁護の部分も、やはり守るというところがかなり強調されているので、権利の主体である子どもをいかに盛り込んでいくのかといったところがあったかと思います。ありがとうございました。

久保田副会長 骨子案たたき台、ありがとうございました。今の〇〇委員のお話にちょっと関連するんですけども、私も骨子案、資料1の別紙1の1ページの「子ども」の定義のところですか。ここが私たちのほうでまとめさせていただいた答申、資料1の別紙2の10ページでは、「まだ18歳になっていないすべての者」と「条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者」のような規定であればというふうに答申させていただいたんですが、ちょっと表現が変わっているというところで、なぜこの表現にされたのか。先ほどの〇〇委員の質問と全く同じなんですけれども、ちょっとそのあたりを、この「18歳を超えても子どもと同等の子ども施策を受けることが適当である人」、これは表現としては大分範囲が狭まっているというふうに感じますので、なぜこの表現にされたのかを教えていただければなと思いました。いかがでしょうか。

加藤（悦）会長 それでは、まだ時間もあるので後で御意見いただきたいと思いますが、先ほど久保田副会長からの御質問もありましたので、ここまでの段階で事務局より説明とかはございますか。答申の内容を要約しつつ、趣旨に落とし込んでいくというのはなかなか大変な作業だとは思いますが、いかがでしょうか。

嶋津課長 今回の久保田副会長がおっしゃっていただいた10ページの①「子ども」の定義、方向性の1つ目の丸のところの最終行のほうですかね。「(1) まだ18歳になっていないすべての者 (2) 条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者」というような規定であれば、年齢による分断が起こらないと考えますということのお話だったかと思います。そこで、今そこをまとめた表現を条文に書く場合は、このような表現が一番すっと入っていくのかなと事務局として考えたんですけども、先ほど〇〇委員からも、ちょっとまだこの言い方だと分かりにくい、もう少し工夫が必要なんじゃないかというお話もありますし、もう

一度この答申も見返して、よりそのあたりの表現を範囲が狭くならなさすぎずに、誰が見ても分かりやすい表現になるように、もしかしたら、またアイデアをそれぞれの先生方からの御指摘、御助言をいただけたらなと思っております。

あと、お話しいただいた点につきまして、それぞれもう少し工夫を、例えば資料1枚目の(3)の教育虐待のところも含めて、この事例だけだとちょっと協調し過ぎなんじゃないかなというお話も、そうかなと思ったりするところもございますし、西暦のお話、元号のお話もちょうと工夫が必要だなというところとかを含めて、あと、条例文の表記の仕方については、区政情報課の法規係というところがあるんですが、区の文言でどうしても言葉を整理する部署があるものですから、そことの調整が今後出てくるかなと思っております。

あと、「大人」の漢字の部分と平仮名の「おとな」の部分、これはいろいろと先生方にも御意見いただけたら逆にありがたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上です。あと、パリ原則の話もありがとうございました。ちょっともう1回調べ直してみたいと思います。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。まだ時間は大丈夫ですけれども、よろしいですか。

私がちょっと感じた部分を二、三点述べさせていただきますと、まず、3ページ目の6章の推進体制のところですが、先ほど〇〇委員が追加して4つの機能ということを挙げていました。このうち、3つ目の普及・意識啓発、人権教育についてですけれども、これは条例に基づく政策の8番目にも広報・普及啓発というものが子どもの権利条例の大事な政策として位置づけられていますので、そちらの全体の政策との関係性をどう考えるのか、政策のほうに位置づけて、こちらからは取るのかとか、そのあたりも問われてくるかなと思っています。

また、そう考えますと、この評価検証の第三者機関の対象として、多分、子どもの権利を促進するための3章の地域づくりに関することと、4章の政策に対する評価検証が問われてくるのだと思います。ただ、災害とか、子どもの権利について検討を要する課題が生じたときにも、柔軟にいろいろ政策提言ができるようにしていく必要があるのかなということも感じました。

また、地域づくりのところですが、4月の始めだったですかね。久保田副会長と保坂区長との懇談の機会がありましたけれども、その際に区長が強調されていた点としては、公園で遊ぶ子どもの声は、果たし

て騒音なのかという問題ですとか、あるいは保育所づくりをめぐる近隣からの苦情の問題といったものが出されました。ですから、第3章、子ども・子育てを支え合う地域づくりという形で、ちょっと抽象的に書かれていますけれども、具体的にどういう地域を目指すのかみたいなのところも、具体例を踏まえて考えていく必要があるのかなと思いました。

ちょっと事務局から頂いた社会的マルトリートメントなんかを踏まえますと、やはり子どもの最善の利益を子どもと対話を通して実現できる地域社会づくりですとか、あるいは今日の報告事項の子どもが参加をして、いろんな企画を実行できるそういう仕組み、子ども参加の地域づくりみたいなのところもここに関連してくるのかなとか、どういう地域を目指すのかといったことが問われてくるかなんてことを感じて読んでいました。

委員

非常に新たな気持ちと呼び起こさせる柱立てになっているのではないかとこのところでは、非常に評価できる部分があるなと思いました。

1つは、今お話しいただいたところだったんですが、第3章の子ども・子育てを支え合う地域づくり、新設、今までのところでは総則に規定されているところをあえて取り上げて、どのくらいのボリュームになるのかというのは、これからの未知数だとは思いますが。実は今、子どもの騒音の問題等は保育園関係者もしくは施設、学校関係者は身近な問題だと思います。東京都の環境条例の中で、子どもの声、音に関しては何ホーンの対象としないと出たところから非常に心強く感じてきたんですが、現実には、じゃ、世田谷区でそれにどう対応しているかというところの根拠が若干薄かったのではないかなというような感想を非常に持っておりますので、子どもの権利という視点から強く啓発活動していくという意味の重要性を感じていることが1点。

あともう一つ、学校、子どもに関わる施設及び団体の責務、これは今日の報告事項の不適切保育、虐待めいた関係、マルトリートメントの周辺関係ということとも非常に強く関わります。先ほどから子どもと対話をして、今後のカタログ的なところとかを具体化していくという意見が出ていますが、乳幼児期の子どもの声を聴くという意味での第三者との対話は非常に難しいという事です。難しいけれども代弁者はいるわけです。その代弁者である専門家として、学校及び施設の保育士及び教員の方たちがいるわけで、その責務というところを強調する形で考えたいと思います。強調すると言うとちょっと、私の言い方自体が少し突飛な感じになるかもしれないんですが、~~ただ~~子どもの代弁者である特に低年齢児の保育者に対しての責務を意識していただくことが大事

だと思います。子どもが権利を意識できるのは一体何かというと、乳幼児期からの周囲の大人との関係性だと思いますので、ある意味、非常にここを強く新設していただけたことに感謝申し上げるとともに、これからの中身と具体的政策がどうなっていくのかということに注視したい。

そういう意味で、第三者評価に関してもそういう専門家を入れて——そういうというのは低年齢児の発達と人権擁護の意識の高い専門家を入れることによって、現場の先生たちの意識向上を図る。これがないと、やはり代弁者の意味合いというのはなくなってきてしまうというところを、報告事項も含めてお話ししてしまったんですが、非常に感じたところですので、感想も含めまして意見とさせていただきたいと思います。

加藤（悦）会長 乳幼児の子どもの声をどう受け止めるのか、あるいはその親をどう支えるのかといった部分をしっかりと明記していくといったことを述べていただきました。ありがとうございます。

委員 まとめていただいてありがとうございます。私も第3章(5)の子どもにやさしいまちづくりという項目があると思うんですが、提言させていただいた内容をどのように条文としていくのかというのにすごく注視しています。具体的にしていくのがすごく難しい内容かなと思っているので、表現の仕方によってはどうとも取れるような内容かなと思っていますので、ここをどのように表現していただけるのかというのはすごく注目しています。これからもよろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長 現実をどう実質化できるのか、変えていけるのか、そういった条文として表現していくということを述べていただきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。〇〇委員、大丈夫ですか。

委員 大丈夫と言えば大丈夫です。今後、6月、7月で子ども・若者とのセッションになりますので、そこできちんと声を反映できるようにはしていきたいと思っています。先ほどどなたかからありました教育虐待の話とか、あの辺は当事者というか、若者からもいろいろその辺の声が出ていたというところまで今回入れているんですけども、どのように盛り込むのかというのが一つの課題かなと思っております。その辺を前文を含めて、うまく反映できるようにしていきたいと思っています。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今後のスケジュールの中で〇〇委員と久保田副会長に参加していただいて、子どもと一緒に考えていく機会がこれから始まるということで、よろしくお願いいたします。

それではよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項1、資料2の砧地域におけるプレーパークの整備についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

子ども・若者部副参事、渡邊でございます。私からは、砧地域におけるプレーパークの整備について御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

本資料は4月26日の子ども・若者施策推進特別委員会にて議会報告させていただいた内容と同様のものとなっております。プレーパークは、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした外遊びの象徴的な遊び場となります。それぞれの場所の特徴を生かし、普通の公園ではできない穴掘りであったり、たき火、木登り、水遊び等が自由にできる場所となっております。

1、主旨です。令和4年8月の福祉保健常任委員会にて御報告をして公表事項となっておりますとおり、(仮称)砧あそびの杜プレーパークの整備について、現在子ども計画の重点政策の一部に掲げております外遊びの推進及び環境整備を進めていく一環として、プレーパーク未整備地域である砧地域に外遊びの拠点となるプレーパークを整備することとしております。この間、整備予定地における遊び場活動や整備に向けたワークショップの開催などにより、プレーパーク及びリーダーハウスの具体的な整備内容の検討を進めまして、プレーパークオープンのためが立ちましたので御報告をさせていただきます。

2、これまでの経緯です。プレーパーク、そしてリーダーハウスの整備内容について、子どもたちをはじめとした地域住民の意見を反映するためのヒアリング及びワークショップを行いまして、多様な意見聴取に努めるとともに、具体的な整備内容の検討を進めてまいりました。ヒアリング及びワークショップの実施状況は資料の表に記載のとおりとなりますけれども、ヒアリングについては、乳幼児から高校生まで幅広い年齢の子どもたちを対象としまして、合計108名から意見を伺うことができました。ヒアリングで得られた子どもたちの声を整備内容に反映させるために、ワークショップの中で参加者へその情報を共有し、具体的な検討を行っております。

なお、ワークショップには主に整備予定地での遊び場活動や近隣児童館を利用する親子、そして、遊び場の運営に携わる地域住民等に参加をしていただいております。

2ページ目にお進みいただきまして、3、砧地域プレーパークの概要です。(1)名称です。これまでも仮称として使用してきましたけれども、

そのまま砦あそびの杜プレーパークとさせていただきます。これは地域に親しまれる施設となるように、約1か月間ほどですが、整備予定地にアンケートボックスを設置しまして、愛称募集を行い、集まった候補名称の中から実際の遊び場利用者による人気投票を行いまして、最も票数を獲得したものを採用した形となります。

(2)所在地、(3)敷地面積は記載のとおりとなります。

(4)配置図、(5)整備内容については、別紙1から別紙3を御覧いただきながら御説明させていただきたいと思います。

別紙1は、大蔵運動公園の案内図でございます。今回整備を行います砦あそびの杜プレーパークは、赤枠の中で囲んでおります中のアスレチック広場部分となります。このプレーパークの整備に併せて隣接する幼児園、通称リス公園と呼ばれておりますけれども、そのエリアも一帯で改修工事を行うこととしております。

別紙2は、リーダーハウスの平面図及び立面図になります。世田谷区公共施設等総合管理計画に基づきまして、構造規模に関しましては木造平屋、建築面積は37.26平米、建物の延べ床面積32.29平米の建物を建築いたします。今回の建築工事の内容に入りませんが、図面上に表現されていないところで、羽根木プレーパークのリーダーハウスと同様に、ふるさと納税を活用したウッドデッキの設置を計画しております。プレーパークの開設後に来園する子どもたちとともに、ウッドデッキの施工は考えております。

別紙3は、プレーパーク及びリス公園の配置が分かる平面図と改修整備の概要を示すイメージ図となります。既存のアスレチック広場をプレーパークに改修するため、現在あるアスレチック遊具のうち、老朽化しているものを一部撤去しまして、新しいものに入れ替えつつ、プレーパークの中の南側に寄せて設置をしていきます。北側の部分を子どもたちが自由な遊びに挑戦できる場という形で整理していく予定です。また、隣接するリス公園につきましても老朽化が進んでおりますので、遊具であるとか樹木の入替えを行いつつ、ワークショップの中で出された意見の中で参考となるものがあつたんですけれども、奥側にプレーパークがあって、そちらでダイナミックな遊びが行われているわけですが、そちらのほうの遊びに緩やかにつながっていくような公園の環境を改修内容に計画しているという形になっております。詳しくは、別紙3の下側の改修整備の概要が分かりやすくなっていたと思いますので、御参照いただければ幸いです。

2ページ目にお戻りください。(6)運営団体につきましては、特定非営

利活動法人砧・多摩川あそび村となります。これまで整備予定地での遊び場の運営については、平成30年度からそとあそびプロジェクト・せたがやの砧部会と地域住民が中心となって、砧地域にプレーパークをつくらうネットワークという任意団体を構成しまして、定期的な活動を行ってきた経緯があります。その中心的な役割を担っているのが多摩川の河川敷で自然体験遊び場事業を長らく運営し、砧地域で子育て支援コーディネーターやおでかけひろば、プレーリヤカー、宿題クラブなどの外遊び推進や子育て支援を実践してきている砧・多摩川あそび村であり、令和5年度からはプレーパークの開設に向けて本格的な運営体制づくりを行うために、当該法人へ整備予定地での遊び場運営を奥のほうから委託しました。開設後も継続することを予定しております。

3 ページ目にお進みいただきまして、(7) 予算です。①リーダーハウスの建築費、②プレーパーク整備費、③ウッドデッキ等の整備費につきましては記載のとおりとなります。③のふるさと納税を活用したウッドデッキ等の整備につきましては、寄附目標額を500万円に設定し、集まった寄附金につきましては、ウッドデッキの整備のほか、プレーパークオープン後も引き続きプレーパークの環境整備に子どもたちの意見を反映させるための整備費用であったり、子ども基金の寄附メニューにございます外遊びの場と機会の充実のために、全区的な外遊びの推進に活用していく予定です。

4、開設までのスケジュールについてです。今後6月から7月にかけて施工業者の入札を行いまして、令和7年3月、4月を待たずに最短でできる限り早いオープンを目指しまして、手続調整を進めてまいります。

私からの説明は以上となります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。世田谷区では、都市部に位置する自治体として、本当に以前から外遊びの大切さを推進して、様々な報告書としてまとめたり、それを政策化してきたと思いますけれども、今回は子どもの意見を踏まえて、子どもの遊びの展開も含めて公園を立案していただいたということで御報告いただきました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました件につきまして、意見、質問などがあればお願いいたします。

委員

私の所属している東京育成園の近くにもはらっぱプレーパークというのがありまして、うちの子も毎日のように行っている子がいるんですが、はらっぱプレーパークで一時期、近隣住民からの苦情でたき火ができなくなったりだとか、結果的に日にちを決めてというようなことが何

事務局

年か前にあったというふうに聞いておりますけれども、こちらも割と近くに大蔵住宅があったりするんですけれども、そのあたりはどういうふうになっていますか。

ありがとうございます。確かに、プレーパークは今4プレーパークございますけれども、各所で住宅が隣接されていて、そこにお住まいの方々の一部の方の御意見として、音の問題、たき火の問題、様々な苦情をいただくケースがございます。先ほどの子ども条例の検討の中でも、子どもの声については騒音ではないというふうな環境確保条例の話もありましたけれども、なかなかやっぱりそういうことについて御理解いただけていないというか、健康被害を訴えられるケースもございますので非常にナーバスな問題になっています。

駒沢はらっぱも過去に、まさに健康被害を訴えられて、たき火がなかなか毎日自由な時間でできないということは確かにございまして、多分今も続いていると思います。その方とのお話の中では、週に2回はやらせてほしいんだとか、そういう折り合いをつけながらお話をさせていただいた経緯もございますので、完全に全くそういう活動ができないということはどうにか阻止するとか、子どもたちの自由な活動の場としてプレーパークを設置している以上は、私たちからもそういったことをできる限りお話ししていくということはさせていただいてきているというような状況でございます。

今回、砧地域のプレーパークは、まさに北側のところにJ K Kの新しく建っているマンションができておりますけれども、そちらのほうには、こちらにプレーパークができることについては事前に周知をさせていただき、自治会もございまして、自治会のほうからも御案内はしているところです。資料上見ていただくとお分かりになるとおり、特にたき火のことに关して言いますと、どうしても煙が広がってしまいますのでなかなか防ぎようもないんですけれども、別紙3の一番上のところに芝生広場があります。ここはかなり手つかずの本当に芝生が広がっていて、ピクニックができるようなところになっているんですけれども、ここからJ K Kのところまでかなり距離があるというところもあったり、たき火をやる場所もプレーパークの南西側、いわゆる崖地側のほうにかまどを設置することで、テニスコートであったり、J K Kの居住地から離すとか、離隔するということを今検討しているような形になります。

なので、現時点で既にそういった遊び場の展開はしているんですけれども、完全にそういうふうなことで制限をかけるという形にはなってご

ございませんので、引き続き風向きだとかもちっと注視しながら運営は続けていきたいと考えております。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。子どもの自由な遊びが展開できる環境づくりをどうつくり出していくのかということで、大変重要な視点だと思います。ありがとうございます。

委員 これで全地域に1つずつプレーパークができることになるかなと思うんですけども、今後どういった方針で整備を検討されているのか、これで一定整備されたというふうに考えるのか、こういった遊び場をどう推進していくか、ちょっとお話を伺えればと思います。

事務局 ありがとうございます。確かにこれまで区の計画上は、プレーパーク自体は各地域に1か所の整備を目指すということで整備を続けてまいったところなんです。なので、今回、砧地域におけるプレーパークということで、唯一プレーパークがなかったエリアの整備というのは決まりましたので、基本的にプレーパークの整備ということでいうと、今回で最後という形になるかと考えております。

ただ、プレーパークを造ったから外遊びが推進されるかというのと、そうではないと私は思っております。現在の子ども計画上も外遊びを推進することにはなっておりますけれども、今回の子ども・若者総合計画策定に向けてのアンケート調査の結果を見ますと、やっぱり外遊びの推進というのがなかなか進んでいない、むしろ、ちょっと落ち込んでいるというような結果が出ている状況からすれば、今回の子ども・若者総合計画の中にも外遊びを推進していくような、外遊びだけではなくて、子ども権利条約の31条に定められているような遊びをどういうふうに展開していくのかみたいなところについても、少し拡充できるような外遊び計画というのを、もう1回再構築すべきじゃないかなと考えているところです。

現時点で外遊びを担っていただいている担い手さん方とそういうふうなお話をさせていただきながら、計画の中にどういうふうに位置づけられるかをちょっと検討しておりますので、その辺はまた改めて御報告させていただきたいと思います。

委員 1つ質問させていただきたいんですけども、すごくぜひ行ってみいなと思ってとても楽しみにしているんですが、このアスレチックは、これまでのアスレチック遊具の撤去と新設を含んで2,200万円の予算が出ていますけれども、アスレチックの遊具って1個ずつが物すごく高いので、普通に1個3,000万円とかするので、この2,200万円だとほぼ1基しか買えないんじゃないかなとちょっと思うんですが、多分、プレー

パークなので、むしろ子どもたちが自由に作るというほうが重視されるのかなと思うんですが、2,200万円では安いのではないかなとちょっと心配するんですが、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。まさにアスレチック遊具を設置するというところ、プレーパークの遊び場をどういうふうにつくっていくのかというところは、実はワークショップの中でかなり議論になりました。ここの大蔵運動公園にあるアスレチック広場というのは、実は区内で唯一のアスレチック遊具が置いてある場所となっています。なので、公園緑地課としても、このアスレチック遊具は外せないというのがあって、これは共存する方向で整備を進めていくというふうな話で決まっているところがございます。そういう経過がございました。

実際には、三、四基ほどアスレチック遊具は撤去し、3基ほど追加するみたいな形で2,200万円という予算を計上しているところです。すごく大きな大がかりなものというのは、実は今あるものを移設する形を取っていきます。なので、どちらかというと細かいものが新設されていくような形で、プレーパークの担い手側との話の中でも、あまりにアスレチックの広場が広がってしまうと、子どもたちの自由な、遊具を作ったりだとか、それこそ滑り台を作るということも含めて、そういう余白がなくなってしまうのでということで、そういうふうな整理をしてきた形です。今アスレチック遊具は全面に広がってしまっているんですけども、それも移設して南側に寄せて、北側を広くスペースをちょっと取ってというふうな形で共存を図るというような計画にしておりますので、大体このぐらいの予算でというふうな形になるかと思います。

委員

ありがとうございました。ちょっと遊具のことをやっているの、すごく気になったので質問させていただきました。アスレチックは、やっぱりそれだけの使い方しかできないので、もしかしたらあまりプレーパークには向いていない可能性もあるなとちょっと思って心配したので、そのような意見を言わせていただきました。ありがとうございました。

委員

砦地域の既存のものを新たにということで、すごくフリーな雰囲気になるのかなという期待感が大きいのでありがとうございます。

1つ質問ですが、こちらのリーダーハウスの建築費で、ちょっとすてきなものが出来上がるかなと思うんですが、このコンセプトについて、もう少し詳しく説明していただいてよろしいでしょうか。先ほど31条、休息する権利ということもお話ししてくださっていましたので、これ自体の利用をどんなふうイメージして作られているのかというのを

願います。

事務局

ありがとうございます。砧地域のプレーパーク整備に限らず、各プレーパークにはリーダーハウスというものが整備されております。もとのプレーパークにあるリーダーハウスは、どちらかというプレーパークの中で子どもたちとワーカーが力を合わせて作るという形を取ってきたんですけれども、一昨年、ちょっと前かもしれないんですけれども、羽根木のプレーパークのリーダーハウスの建て替えを行いました。そこからは、区の建物としてしっかり建築をするという形に切り替えております。なので、これから順次、先ほども出ておりましたけれども、駒沢はらっぱも、世田谷も烏山も老朽化がどんどん進んできますので、そこも順次建て替えをする予定で考えているところではございます。

砧地域のプレーパークだけがそういう役割を担うということではなく、リーダーハウスがどういった役割かというところですが、基本的には3つ役割があると考えております。学びの場と、見守りの場と、相談の場という役割を考えております。実際には、学びの場というのが公園の中に設置する建物として、自然体験を学ぶということもございます。火起こしだったり、道具の使い方、遊び方を学ぶだとか、地域住民から自然遊びを学ぶであるとか、あとは見守りということはそのままですけれども、実際にワーカー、世話人、サポーターが子どもたちの遊びを見守っていくというふうな場です。この中には、今回の夏も多分酷暑になっていくかと思っておりますけれども、それこそ熱中症であるとか、そういったところでそこで休んでいくというふうな休息の場ということも考えられています。

実際、子どもたちにリーダーハウスでどういうことがしたいかというのを聞きますと、ごろごろしたいというのがやっぱり出てくるんですね。なので、実際には、そういうごろごろできるような環境ということも、この中では考えています。相談の場はまさに中高生も含めてプレーパークへ結構来ているところになります。そういったところで、保護者であるとか、先生とかにはなかなか直接相談ができないところを、斜めの関係であるワーカーに相談するような形の間であると考えているところです。

委員

ありがとうございます。リーダーハウスが、小さいお子さんですと親同士も話したり、そういう効果もすごく素敵だなと感じてきたところなんです。子どもたちも遊びを選ぶ権利があるので、ごろごろしたい、それから、この学習室、ちょっと思い出した宿題をしたいなということ

も含めて認められていくのかどうかというような、外遊びは強制されるものではなくて、やはり、したい気持ちで来たけれども、ちょっとごろごろしたかったり、友達と隅っこで話し合ってみたかったり、そういうようなフリーな部分がちょっと広く見えたので、今後容認されるようなプレーパークであってほしいなど。どうしても頑張って遊ぼうということが強い時代があっただけに、ぜひその点も考えていただけるとうれしいと思いました。ありがとうございました。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。ちょっとそろそろ時間ですが、〇〇委員から何か補足とかありますか。

委員 ありがとうございます。今御説明にあったように、昨年度から当団体のほうで委託を受けまして準備を進めているところでございます。今年の夏頃から、6月頃からですか。整備が始まりまして、大蔵公園の中の運動場の裏というんですか、野球場の横のところのスペースを一部お借りして、プレーパークは移設、その工事の間だけそこでやるという形とさせていただいて、来年の3月の全面開園に向けて今準備しているところです。いろいろな場面で、地域の方や子どもたちにいろんな意見を聞きながら、その意見を吸い上げながらやっているというか、子どもたちの夢を実現するためにやっているというような段階です。何か御意見がありましたら、ぜひお声がけください。よろしく願いいたします。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告2の資料3「区内保育施設における虐待（不適切な保育）の発生と対応等区の実践」に関する児童福祉審議会保育部会への報告結果ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、保育課長より御説明させていただきます。改めまして、4月より保育課長に着任しました北川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらにつきましては、4月26日の子ども・若者施策推進特別委員会で御報告したものと同内容となっております。

1の主旨でございますが、令和5年3月から令和6年2月末までの区内保育施設での虐待及び不適切な保育について、児童福祉審議会保育部会への報告結果を御報告するものでございます。

2の保育部会の委員及び開催日等につきましては記載のとおりでございます。

3の報告内容でございますが、表に記載のとおり令和5年3月から令和6年2月末までの1年間で、虐待につきましては私立保育園4園につ

いて7件確認をしております。また、不適切な保育につきましては、私立保育園及び認可外保育施設の9施設において11件確認をしております。これらの虐待、不適切な保育につきましては、全ての園に対し指導、助言を行いまして、全ての園において改善を確認しております。

具体的な内容につきまして、2ページを御覧ください。(1)虐待行為の概要でございます。

まず1件目ですが、保育者に近寄ってきた園児を突き飛ばし、泣いている園児を挑発したものでございます。次の2件目、こちらは給食の際に食べる席を決められなかった園児をトイレに連れて行き、叱り、トイレに放置したものでございます。3件目、こちらは言うことを聞かなかった園児の手を強くつかみ、保育士のほうに無理に向かさせたといったものでございます。

続きまして3ページです。4件目が、散歩時に道路にはみ出しそうな園児の肩の辺りをつかんで列に戻す、また、牛乳を飲まない園児に大声で注意するといった乱暴な声かけなど、長期的な不適切保育の継続があったものでございます。

続きまして、(2)不適切な保育概要ですが、こちらは全部で11件となっております。具体的な事例といたしまして、園児への威圧的な声かけが3件、それから園児の写真のSNSへの掲載が2件、敬語の強要ですとか、廊下への放置、御飯を無理に口に入れようとしたもの、威圧的に園児の名前を呼ぶなど、全部で11件の不適切な保育の行為を確認したものでございます。

米印にありますとおり、昨年12月に認可外保育施設で起こりました死亡事故につきましては、別途検証委員会を設置し検証しているところでございますので、今回の件数には計上してございません。

次に、4ページを御覧ください。4、保育部会委員からの御意見の概要と御意見を踏まえた区の対応についてでございます。

(1)事故や虐待及び不適切な保育に対する園の認識についてでございます。委員からの意見の概要ですが、施設における事故や虐待及び不適切な保育に対する認識を欠いている職員が見受けられるのではないかと、また、人権チェックシートや研修の中で、自分事として実感できるような仕組みや仕掛けが必要である、また、子どもの主体性を大事にと言いつつ、子どもに言うことを聞かせる園も見受けられるといった御意見をいただいております。

これに対しまして区の対応でございますが、保育士の専門職としての意識が向上するよう、事例を活用した研修を多く取り入れ、子どもの主

体性を大事にした保育の動機づけを行い、保育実践に生かしていけるよう目指してまいりたいと考えております。

次に、(2)より効果的な園支援等についてでございますが、委員からは、不適切な保育をされた子どもの年齢が見える化し、統計を取ることでその原因が明らかになる。報告を基に分析する必要があるのではないかなどといった御意見をいただいております。

区といたしましても、原因や背景を分析するとともに、現場経験のある副参事を中心としまして、園長会等を通じてほかの園への情報提供、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

次に、(3)年度当初における注意喚起ということで、委員からの御意見としましては、新体制となる4月、5月は不適切な保育や事故が起こりやすい時期であり、区から各園へ注意喚起するとともに、小さな課題であっても区へ相談することが可能だということの発信をしてもらいたいとの御意見をいただいております。

これに対して区のほうとしましては、園長会など園長と対面する機会を捉え、引き続き注意喚起を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、5ページを御覧ください。(4)今後の区の対応でございます。令和5年度、昨年度に開設しました虐待（不適切な保育）に関する通報窓口でございますが、今年度からは、昨年の重大事故を踏まえまして、重大事故につながりかねない行為への通報まで窓口を広げまして、寄せられる通報等に迅速に対応することで、不適切な保育等を未然に防ぐことにつながっていると認識してございますが、虐待（不適切な保育）の根絶には至らなかったことから、引き続き取組の強化が必要であると考えております。

今後は疑いも含めた不適切な保育等の内容を分析し、保育施設へ周知するとともに、個々の問題に合わせた適切な支援につなげてまいりたいと考えております。また、区立、私立の保育園園長との意見交換や虐待等についても議論を重ねてまいりたいと考えております。世田谷区における保育を公立、私立等の垣根を越えてともに考えながら、子ども中心の保育の推進を目指し、虐待（不適切な保育）の根絶に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました件につきまして、意見、御質問などがあればお願いいたします。

委員

質問に近い話ですけれども、2ページの1、2のところが、施設長からの報告と職員等からの通報とあります。特に施設長からの報告のそこ

ろですけれども、普通に考えると、施設長が区に報告する前に、例えばこういうふうに悪化する前に、施設長のほうで何とか対処してというのが前段階として入るのかなと思うんですけれども、それが施設長からこういったものがあったという形で上がってくる、下のほうは公益通報みたいな感じで何となく分かるんですけれども、1のところがちょっと疑問というか、そこの施設長の例えばマネジメントみたいなところできているのかなというのがちょっと疑問に思ったんですけれども、ここはどんな経緯というか、御存じであれば教えていただきたいです。

事務局

子ども・若者部副参事、大里でございます。施設長は改善に向けてマネジメント等々は行っていたというふうに認識しておりますが、こういった状況が発生したということを区のほうに施設長から報告があったという流れになっております。また、施設長のほうでもマネジメントについていろいろ区のほうに御相談がございまして、それについては区のほうでも支援を行っていたという状況になっております。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。そうしますと、施設長もいろいろマネジメントを実施していたけれども、実際にこういった案件が起きたのでしょうかと報告したというような感じでしょうか。

事務局

はい。おっしゃるとおりです。

委員

2ページ、3ページの虐待案件についてなんですが、4つあるうちの1つだけ、3番だけが自主退職せず、その組織にとどまっているということが書いてあるんですが、組織にとどまっている場合は、そこでその職員はどのように行動が変化したのかとか、考えが変化したのかということモニタリングしたり、それからフォローアップをするということが可能だと思うんですが、それ以外は全部自主退職したというふうに書いてあって、これは一見その場所から退場されるという意味では、原因になるものが排除されるということで肯定的に捉えられる反面、その後のフォローアップがあるのかとか、あるいはこういった人がいましたということが、ほかの園とも情報共有されるのかどうかというところが気になりました。

というのは、やはり知らずにこの人が雇用されたり、新しい職場を探して再雇用された場合に、また同じようなことが起こるのではないかと、いうところがすごく心配な気がしたんですが、何かその後のモニタリングとか、監視というんでしょうか、分かりませんが、そういったことというのはあるんでしょうか。

事務局

自主退職された方のそれ以後については、施設長、施設のほうで分かる範囲で情報共有をさせていただきながら、状況によりましてはその後

の確認ということはさせていただいております。また、その後、状況がちょっと不明というところについてはおっしゃるとおりで、懸念点はあると認識しております。

委員

2 ページ、3 ページのところの虐待行為の概要ですけれども、施設と年齢は書いていただいているんですけれども、年齢については満年齢なのか、クラスなのか、現場においては3 歳と3 歳児クラスでは大きく違うので、その後の統計を取るという、年齢とクラスというのもある程度ははっきりしたほうがいいのかと思うんですが、これについてお伺いします。

事務局

こちら年齢につきましては、2 歳児クラス、3 歳児クラスということで上げておりますが、おっしゃるとおり年齢によっても、クラスによっても、その状況というのは異なると思っておりますので、その辺明確になるように、今後整理をしていきたいなというふうに考えます。ありがとうございます。

委員

ありがとうございます。

委員

昨年5 月にこども家庭庁のほうから虐待防止のガイドラインが出たということで、さらに世田谷のほうで進めていた取組もいろいろ深まったんじゃないかなとも思うんですけれども、幾つかちょっと頭が混乱するくらい質問があるんですけれども、1 つは、まず、虐待というふうに判断した4 件と、その次の不適切な保育という11 件のその区別です。その差は誰がどのように行ったのかということを知りたいと思います。

それから、私もずっと個人的にいろんな園に行ったり、自分も園で働いていた経験があるので、もう目に浮かぶような、あるあるな感じではあるんですけれども、ここに上がってきているのはもしかしていい、よくはないんですけれども、上がってきているから分かったことであって、実は上がってきていないでこれくらいのことは平気でしていそうだなという園は、幾つかあるんじゃないかなと思うんですが、この上がってきていない、アクセスしてくれないところをどういうふうに対処するのかということが難しいんじゃないかなと思うので、それをどういうふうに続けていくのかなというのが2 点。

それともう一つ、これまでいろいろ不適切な保育を防ぐということで、いろいろ話し合ったり、いろんな園の先生たちと話合いとか、いろいろシンポジウムとかをやってきたんですけれども、そこで、1 つ明確な答えとして、子ども主体の保育をしていけば不適切になりようがないという答えが出てきているんです。なので、結局その先生に対してどうこうということの前に、やっぱり子ども主体ということの意味をもう1

回保育者が捉え直すということが、総合的に必要なのかなと思います。

それは、区立はもしかして全部できていたとしても、私立の新しくいろいろできたところとか、そういうところも含めてなかなか難しいところがあるんじゃないかなというのが、多少ちょっと心当たりもあるのではというふうに思っています。そこら辺の子ども主体の保育をどういうふうに実践として深めていくのかみたいなのところはどうやっていくのか、その3点をまず教えてください。

事務局

令和4年度の不適切保育、また虐待についての区の考え方といたしましては、国のガイドラインが示される前でしたので、不適切イコール虐待として捉えまして件数を把握しておりましたが、今、委員がおっしゃったとおり、昨年度5月に国のほうからガイドラインが出たということで、そのガイドラインに基づきまして、区のほうで虐待、不適切保育ということで切り分けまして、この内容の報告となっております。

あと、もちろん潜在化している虐待ですとか、不適切というものはあるというふうに考えておりますが、保育サポート訪問等々併せまして、指導検査のほうと情報共有を図りながら、気になる園ですとか、不適切に上がる前の状況でも気になるところにつきましては、課を越えて部内で情報共有をしながら、サポート訪問をより手厚く対応しているということで、そういった不適切になる前に未然に防ぐ努力をしているところでございます。

また、子ども主体の保育というところでは、不適切保育、虐待が起きる前段階といたしまして、様々な背景があるというところを認識しておりますので、その背景を探りながら、そこに向けて支援をサポートしていくというところがまずありますのと、あと、世田谷区は保育の質ガイドラインにのっとって子どもを主体とする保育というのを行っておりますが、今年度、保育の質ガイドラインについては時代のニーズに合わせて見直しをしていこうということで、様々な関係者が集まりまして見直しをかけているところです。また、それにつきましては、今後研修等々を通して引き続き各園に、私立、区立、認可外というものを越えて落とし込みをどのように図っていくかということを考えていくとともに、区立、私立全て、幼稚園もそうですけれども、一緒に研修を行ったりしながら、今後子どもの主体性の保育というものを考えていきたいと思っておりますし、今日は私立保育園のさくらしんまち保育園の〇〇委員も出ておりますけれども、情報共有を以前よりもかなり密に図りながら、そういったところも含めて考えているところでございます。

委員

ありがとうございました。加えてもう一つ、4ページの(2)のところ

で、これは委員の御意見だとは思うんですけども、二、三歳で不適切な保育が起こりやすいというふうに書いてあるんですが、確かに年齢的な発達のなところではそうかもしれないんですが、これまで私自身がいろいろ見てきた中では、やっぱり発表会とか、そういう学芸会的なもの、あと運動会、それから、そういったスポーツをやらせる的なところの、これはというようなことを多々目にしています。ですので、今回不適切な保育というのが保育園だけということで対応されると、やっぱり違うんじゃないかなと思うので、区内の幼児教育に関わるところ全てという形でぜひ対応していただきたいなというふうに思います。

事務局
委員

ありがとうございました。

今、私も同じ虐待と不適切の違いは何ですかと聞こうと思ったんですけども、分かりました。

あと、保育士の登録の何か制度が今ありますよね。こういったことを起こしてしまった保育士は、そういう登録上に載るんでしょうかというのが1点です。新しく採用するときに確認しなければいけないというふうに今なっていたかと思うんです。

やはり、このような事例を今私も見ていて、よくあると言っちゃいけないんですけども、ありがちな場面だなというふうに見ていて、何で起きるのかというと、もちろん子どもが主体の保育をすることは何にも大切なことですが、職員同士の圧力があるのではないかと思います。やっぱり時間や、お尻を決めた保育、この時間までに全員部屋に入らなければならない、次の予定があるから、食事があるからとかそういう圧力が原因の一つでは。そういうこともあるよね、いいよね、大丈夫大丈夫って言ってあげられる大人の関係性がないと、発言力の低い経験値の少ない保育士の場合には、どうしてもそれに合わせなければ駄目な保育士と思われてしまうのではないんですけども、そこで何か弱い者に力って、もちろんそれは絶対いけないことなんですけれども、やっぱり大人の関係性とか、そういったものを直していかないと、いつまでたっても直らないんじゃないかなと思いました。

事務局

保育士の登録抹消に関しましては、今わいせつ行為に関しては、日本版DBSというところで基準というか、抹消という形で示されておりまして、それは日本全国で共有を図っているというところになります。

また、今お話がありました圧の強い職員に関してというところで、そこら辺は私どもも課題というふうに認識しておりますが、サポート支援の中でそういったところもフォローしていきながら、風通しのよい職場が不適切ですとか、児童虐待を防止するということになると認識をして

おりますので、そういったところも丁寧に説明しながら進めているところでございます。

委員

〇〇委員からあったように、これまで明るみに出ていなかったことが、こうして出てきているというところもあると思います。まだまだ出てくると思います。まだまだ出さなきゃいけないと思います。見たくなくても、聞きたくなくても、やっぱり現実として受け止めて共有していくというところを、もう一段階やらなきゃいけないというふうに思っています。並びに子ども主体の保育というのも本当に皆さんおっしゃるとおりなんですけれども、具体的にどうやってやるのというところまで、じゃ、御飯のシーンの主体性ってどういうふうにやるのというところまで掘り下げて伝えていかないと、どうしても議論が上滑りになってしまいますので、そういう具体的な仕組みの共有ということも必要かと思っています。ますます取組を強化していきたいと思っておるところでございます。

委員

私からは通報窓口について質問です。これはどのように周知を図ってこられたのかなというところで質問です。特に、やはり今1回やって終わりではなく、毎年やっていくですとか、あとどのようにやってこられたというところで、例えば保育料決定通知のときの手紙の中に同封するとか、LINEでお伝えするとか、いろんなやり方があるかなと思ったので、ぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思っております。

委員

私も通報窓口のことがちょっと気になりましたので、それはもう言ったださったのですが、この不適切な保育、皆さんおっしゃってくださっているように、この数値だけではないということは事実だと思います。実際、私も様々な研修や現場を訪ねるといろいろなものが出てきます。それはもう御存じの部分ですが、表面化はしていないということかなと思いますのと、自主退職すると賞罰にも書かなくて済むんですよ。現在、性的な問題でははっきりと保育士資格に関して対応が強化されるということになりましたけれども。そうすると、自主退職で不適切な保育という問題で済ませるのではなく、園の中の何らかの賞罰を出す前に、本当は指導しなくちゃいけないとすごく思うんです。不適切な保育をした保育士個人の問題だけでなく保育士が環境によってそうせざるを得なかった問題というのがあると思うので、この不適切な保育を広く捉えたときには、園運営の施設長の指導力及びどうマネジメントするかということを継続的に、やはり区ではサポートして研修も含めてやってほしいということが1点。

個人の資質の問題とは違いますが、一人一人に対する、先ほどの子どもの人権に関する啓発教育活動ですけれども体系的に初任者研修、現任研修等の中で位置づけていって、区も独自に私はやったほうがいいんじゃないかと思います。というのは、区立保育園にはキャリアアップ研修はないですし、今研修を担当していると、キャリアアップ研修等を受けている経験年数層の保育者が悩むこととして出てくるのが、中堅以上の主任、副園長級の人たちの保育観なんです。そのことについて何らかのきちんとした体系的な研修もしくは、指導がないと駄目かなというのは、これは実感として感じています。

あともう一つは、設備の問題と組織の問題です。みんな若い人たちは悩んでいても言えないということです。1つは、もちろん設備の問題です。面積基準と人手の問題です。あと、それを理解できない、やっぱり中堅以上の人たちの問題。

なので、じゃ、区で何ができるかと考えると、区なりの設備や管理体制に関してのアドバイスをしていただけないかなと思います。同じ面積でもこんなふうにしていくといいよということを含めてです。また、先輩の意見は非常なプレッシャーなんです。実際にこれは区立を回らせていただいたとき、幼稚園のベテランの先生が、子どもになめられないようにしないといけないですよという発言が平気で出てきちゃうというのが現状です。ですので、もうこれ一つを見ても子どもの人権とはかけ離れているんですけれども、すみません、具体的な引用をしてしまったんですが、そういうことをきちんと中堅以上で確認し合うということが必要なのではないかとすごく感じています。長くなりました。

事務局

いろいろ参考になる御意見いただきましてありがとうございます。今の御意見を参考にさせていただきながら、今後のシステムについて考えていきたいなと思いますことと、施設長の指導力についてのマネジメント力というところには、本当に区立ももちろんそうなんです、認可外、認証、私立も様々な経験の施設長、園長先生の方々がいらっしゃるというところでは、マネジメント力というものが非常に重要だというふうに考えておりまして、私立、区立を問わずマネジメント力向上の研修の強化というのを今年度また図ってきたということになっております。

また、個人の問題に関しましてもいろいろな背景等々があると思いますので、そういったところも施設長の方々の相談をさせていただきながら、一緒にサポート支援等々の中で考えさせていただくということで対応しているところでございます。また、中堅以上の職員というところに関しましては、大体40歳から60歳ぐらいになってきますと、研修という

ものがだんだん少なくなっていることが課題だということが昨年度出ましたので、そこにつきましても、今年度はそこをターゲットというか、そこを対象にして研修を入れながら、様々な背景を探りながら、またその気持ちにも寄り添った対応というところでの研修を入れました。今後もそこは課題だと思っておりますので、今後また整理をしながら進めていきたいなというふうに思っています。

また、本当にいろいろな課題や問題ということに関して悩みですとか、どうしたらいいのかというような相談も上がってきますので、区のほうには園長会等々を通して施設長の皆様からの御相談をというところで周知を図りながら、今その対応をということで力を入れながら進めているところです。

あと、先ほどの通報窓口のお話だったんですけども、ホームページのほうで通報窓口をイメージしております。そして、昨年度重大事故があったということから、通報が気になる、もしかしたら不適切、重大事故につながるおそれがあったかもしれないが、どこにそれを相談しているか分からなかったというような御意見を区民の方からいただきまして、その事故が起きたすぐ後に通報を、不適切以外にも重大事故につながるような御相談ですとか、何かの情報について、こちらでも受け付けますよというところを明示いたしましたし、これからも窓口につきましては、もっともっと区民の方に周知していく必要があると考えております。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。本人の資質のみならず、環境に潜んでいる課題を含めて、今後虐待とか不適切な保育を防ぐための大変重要な論点を数多く出していただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後の報告事項に移らせていただきたいと思います。

報告3、認可保育園等の入園等に関する利用・調整基準の見直し及び選考スケジュールの変更についてということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 保育認定・調整課長の松岡でございます。私から、認可保育園等の入園に関する利用・調整基準等の見直し及び入園申込みスケジュールの変更について御報告をさせていただきます。

今回の見直しの趣旨でございますが、就労の多様化や各世帯の状況、あと、この間の議会または、区民から寄せられました御意見、要望等を踏まえまして、保育の利用基準及び調整基準、また、例年4月入園選考に連動し、前倒しして実施しています11月から2月の申込みスケジュールを見直すものでございます。

まず、認可保育園等の入園に関する利用・調整基準等の見直しでございます。(1)の保育の利用基準でございますが、就労について、従来、就労日数、就労時間の指数の算出に当たりましては、申込締切日時点を基準としておりまして、就労契約や実績を基に指数を算出していますが、より正確な保育の必要性を反映させるために、入園月の1日時点を基準として指数を算出するように見直しをいたします。また、育児時間・育児短時間勤務制度等を取得する際、従来は週の就労日数に変更のない短時間勤務の取得については、短縮前の就労時間で指数を算出し、週の就労日数が減少する短時間勤務を取得する際は、短縮した日数と時間で算出しておりましたが、時間につきましては短縮前の契約時間で指数を算出するように見直しをいたします。

続きまして、(2)保育の調整基準で以下の表、7点ございます。こちらについては次ページ以降で説明をいたします。2ページを御覧ください。ちょっと時間の関係もありますので、細かいところは記載を御覧いただければと思います。

(3)の①、②、③は記載のとおりです。④調整基準番号6、育休取得により、利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、育休明けに再入園の場合とあります。こちら現状といたしましては、在園児のきょうだいの出生に伴う育児休業取得により、在園児が一旦退園し、育児休業明けに再度入園申込みがあった場合は、プラス20点、指数20点といたしました。延長保育はプラス10点としています。こちらですが、現在はきょうだいの育児休業中でも継続して在園することが可能であります。そのため、本調整基準を廃止する見直し内容でございます。ただし、この見直し前に本調整基準の対象となった児童は、経過措置といたしまして申込みの際の加点を適用いたします。

3ページを御覧ください。⑤調整基準番号14です。こちらは申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等のいわゆる認可外保育施設、または幼稚園の預かり保育に有償で預けていることを常態としている場合です。現状としまして、申込児を今の認可外保育施設等に原則週3日、1日4時間以上、なので月48時間以上の有償受託を常態としている場合は、プラス6点の指数をつけておりました。こちらですが、外勤、自営問わず就労形態が多様化しておりまして、就労時間と有償受託の利用時間が必ずしも一致せず、日数、時間で算定されている利用基準と同様に、本調整基準の有償受託につきましても、利用時間によって加点の差をつけるため、受託時間が月48時間以上96時間未満の場合は、プラス5点、月96時間以上の場合はプラス6点と見直しをさせていただ

きます。

続きまして、ちょっと飛びまして(4)は調整基準の関係ではないんですけれども、転園内定後の辞退についてです。現在は、転園申込みで内定した場合、転園内定を辞退し、在籍園への通園を継続するということは不可としております。こちらですけれども、在籍園に定員の空きがある場合、転園を辞退し在籍園へ通園を継続しても、運用上の支障はなく、保護者の選択の余地を確保するために、いわゆるもとの園の定員に空きがある場合に限り、内定を辞退し在籍園への通園を可能といたします。もちろんもとの園の定員が埋まってしまって空がない場合は、こちらは不可とさせていただきます。

次に、3の入園申込みスケジュールの変更です。(1)現状ですが、例年5月から10月までの入園申込みは、入園月の前月の申込締切日及び結果発表日となっていますが、これまで保護者等から要望があるため、4月の入園選考結果の前倒しに伴いまして、4月の入園申込締切日や11月以降の入園申込みスケジュールも前倒しして対応しておりました。

4ページ目を御覧ください。4ページ目の一番上にございます、こちらの表が現在直近の令和5年度から令和6年4月に向けてのスケジュールになります。御覧のとおり、11月以降少し早めに設定をしております、2月については2か月半強の前倒しをしている状況です。

(2)課題になります。入園申込みスケジュールは「保育のごあんない」やホームページ等で周知しておりますが、11月以降の申込締切日を約1か月半から2か月半強前倒ししていることから、申込みができない、申込漏れをしているケースが生じております。確かに、他自治体と比較いたしましても、11月以降の申込みスケジュールにおきまして、当区が最も早い申込締切日を設定しております。

一方、4月の入園選考結果公表日は、他自治体と比較して最も早く設定しております。現在、こちらの上の表にあります4月（一次）の発表日は令和6年1月24日としておりますが、最も早い設定状況です。先ほど申し上げましたように、早く公表してほしいという区民の希望が多く、この間前倒しを実施してきました。その関係で、4月の入園選考、結果を前倒しし、スケジュールを早めることで、その前の11月以降もそれに伴ってスケジュールが早めになってきたという経緯がございます。

(3)見直し内容ですが、やはり、区民の要望等が多い早期に設定している現在の4月入園選考結果公表日を優先に考えまして、今回2月入園を廃止することで、11月から1月入園申込みスケジュールの後ろ倒しが可能となりまして、見直し前の2月申込締切日より1月申込締切日が後

日になるなど、区民の申込機会を拡大する内容でございます。上の表と下の見直し案を比べさせていただきますと、上の現在のスケジュールで1月は10月20日、2月は10月30日の締切りになっておりますが、これが見直し案になりますと、1月は11月11日となりまして、今までと比べますと21日後ろに送ることができ、2月の申込みと比べても11日後ろに送ることが可能となります。2月、3月入園の選考を未実施としたんですけれども、23区中を調べましても、9区がこのやり方で実施しております。

今後のスケジュールですけれども、諸手続を踏まえまして、8月に区ホームページで、9月に「保育のごあんない」の発行に伴いまして周知をいたしまして、今年の10月1日の入園選考から適用を予定しております。

御説明は以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。現状と見直し案を対比させながら御説明いただきましたが、ただいま事務局から説明がありました件につきまして、御意見、御質問などがあればお願いいたします。

委員 すみません、ちょっと聞き逃したかもしれませんけれども、例年2月の入園申込みがどれぐらいあって、どれぐらいが入園しているのかというのをもし伺えると、この変更が妥当かどうかというのを皆さんイメージできると思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 まず直近のところで申し上げます。令和5年度のなので令和6年2月です。こちらは新規の申込みが877名おりまして、半年間申込期限は有効なので、そこを全体で累積しますと3,149名になります。このうち、2月でいわゆる内定をした方は35名です。うち8名が辞退をしております。なので、差引き27名がそのままおります。ちょっとごめんなさい、細かいところはあれなんですけれども、そのうち12名ほどは転園となっておりますので、やはり本当に新規から入ったということは10何名かなというところはあると思います。

また、申込者数が最初は877名と申し上げたんですけれども、このうちの8割ぐらいが0歳児です。いわゆる満1歳を迎えまして、育休の延長とか給付金の関係で手続的に申し込まれたという方が結構多くて、そういった内訳になっておりますので、先ほど10何名の入園につながったというところは、恐らくちょっと高年齢というか、幼児さんのいわゆる欠員がある部分ということで把握しております。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。件数は多いですけれども、内訳からすると、こういうやり方のほうが有効という形になるんでしょうか。ほかにはい

かがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本件は以上とさせていただきます。

本日の議題は全て終了しました。ちょっともっと長引くかと思いましたが、結構時間どおりに終了しました。それでは、本日もいろいろ御意見を出していただきましてありがとうございました。司会を事務局にお返しいたします。

嶋津課長

加藤会長、司会進行ありがとうございました。あと、委員の皆様も、本日また貴重な御意見を多数いただきまして誠にありがとうございました。また、それぞれいただいた御意見を事務局としてしっかり受け止めまして、次のところで生かして調整、検討していきたいと考えております。

事務局から2点連絡させていただきます。

本会議の議事録については、またこれも整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りしました議事録につきましては、御自身の発言部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。その後で区のホームページで、本日の資料とともに公開するという流れになります。

事務連絡の2点目でございますが、次回子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に記載してありますとおり、第2回の会議を7月12日金曜日、午前9時半より開催したいと考えております。委員の皆様には、事前の日程調整に御協力いただきましてありがとうございました。また時期が近づきましたら、会場を含めまして改めて御案内させていただきますと思います。

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。本日は皆様どうもありがとうございました。